法教育推進協議会 第29回会議 議事録

第1 日 時 平成24年6月20日(水) 自 午後16時01分 至 午後18時23分

第2 場 所 法務省第一会議室

- 第3 議事次第 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 議事 (1) 島根県立隠岐高等学校武藤教諭による法教育実践状況報告
 - (2) 一般社団法人リーガルパーク今井弁護士による法教育実情 調査結果報告
 - (3) 小学校における法教育の実践状況に関する調査について
 - (4) 法教育に関する懸賞論文コンクールについて
 - 4 閉会

前半削除

笠井座長 それでは、続きまして今井先生からお話をいただきたいと思います。今井先生は、平成21年に一般社団法人リーガルパークを設立して、代表理事となられまして、法教育に関する取組をされておられます。リーガルパークでは昨年5月に東京都23区内の小・中学校及び全国の単位弁護士会に対して法教育の実践に関する調査を実施したと伺っております。この後の議題にもなりますけれども、本協議会でも本年度から実情調査を行うことを予定しておりますので、それに関しても参考になるお話が伺えるものと思っております。では、今井先生、よろしくお願いします。

今井代表理事 ただいま御紹介いただきました今井でございます。

推進協議会の皆様、本当に今日はありがとうございます。國學院大學法科大学院で弁護士をしております今井と申します。リーガルパークの代表をしております。今日はこういう貴重な場をいただきまして本当にありがとうございます。一般社団法人リーガルパークの代表理事の立場といたしまして、先ほど御紹介ありましたように、学校現場、弁護士会に対する法教育の取組に関する実情調査をいたしましたので、それを報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最初に簡単ではございますが、私の経歴とリーガルパークについて簡単に御説明させてい ただきたいと思います。私は、昭和61年に司法試験に合格いたしまして、2年半LEC東 京リーガルマインドというところで専任講師をさせていただきました。当時ほとんどの司法 試験合格者が直ちに司法修習生になる中で、極めて異例な存在だったわけなんですが、その 当時の講師名は「早川裕司(ハヤカワユウジ)」という名前で受験界に残ることになりまし た。当時はまだ「伊藤塾」の伊藤真(イトウマコト)さんがLECにいらっしゃった時代で、 一緒に後進の指導に当たっておりました。平成元年に司法修習、43期になりますが、新庁 舎ができました平成3年4月に検察官に任官いたしまして、東京地方検察庁で新任をいたし ました。その後、岡山地方検察庁に異動、そして平成7年に東京地方検察庁に戻ってまいり ました。その年は、皆様も御存知のとおり、昨今ニュースでも久しぶりに話題になっており ます地下鉄サリン事件が起きた年でございます。私も例外なくオウムの捜査、公判に投入さ れたということでございます。その後、横浜地方検察庁を経まして、平成9年に弁護士登録 をいたしました。所属弁護士会は東京弁護士会でございます。勤務弁護士を十数年いたしま して, 昨年1月に東京渋谷区の恵比寿で弁護士法人東京開智法律事務所を開設いたしました。 弁護士は私を入れまして6人いるんですが、ほとんどが國學院大學の修了生です。國學院大 學法科大学院と言いますと下位校でございまして、なかなか就職がないということで引き受 けているということでございます。

他方、今申し上げましたとおり、ロースクール制度が始まった2006年から國學院大學 法科大学院で教鞭をとっておりまして、検察官上がりですから、専門は刑事訴訟法の実務と それから刑事訴訟法を教えております。その傍らでなぜ法教育かということなんですが、私 がLECで教えていたころから、漠然とした感覚であったのですが、法とか法律といったも のをなぜ小学校、中学校、高校で教えていないのだろうかという非常に漠然とした疑問があ りました。例えば大学で勉強する化学、物理、あるいは国文学などというものはみんな小学校から、中・高とずっとつながっているんです。ところが、法律だけはない。小学校、中学校、高校まででたとえば憲法の基本三原則みたいなものだけを教えて、大学に来るといきなり分厚い教科書を渡される。これではもう法律からみんな遠ざかっていくのは当たり前ではないかというのが非常に素朴な疑問として思っていました。法、あるいは法律の分野も初等教育からとか連綿としてつながっている何かが必要だろうという漠然とした思いを持っていました。

これも私なりの解釈ですが、法は大変危ないと言いますか、大切なもので、危険なものだから女、子供には触らせないぞというような、変な言い方ですが、法律家が法律事務を独占していました。その結果、私たちはギルド的な存在になっていき、結果、価格が上がって質が落ちていくという、そういう社会現象があるのではないかと思っています。法は法律家だけが独占するものではないとう漠然とした思いがあって小学校、中学校から何とか法律的なものを教えたい、私の父親はもう亡くなっているんですが、実は小学校の校長だったものですからいろいろな伝手を当たって、学校現場に勝手に教えさせてくれということで出向いたのが初めてでございました。

最初はやはり高校での職業紹介、あるいは大学の他の一般学部での法律の制度教育みたいなものから始まったわけなんですが、國學院大學で教鞭をとり始めましてから、やや本格的に取組を始めまして、小学校、中学校にモラルジレンマの事例を持っていって、ディベート形式で授業をやりはじめました。私の学生のロースクール生を伴って学校に行きましたが、先ほど武藤先生の御発表にもありましたけれども、そのときはまだロースクール生が法教育をやるという観点ではなくて、その当時は私がやる法教育をサポートしてもらうという形で法科大学院生を連れていき教育授業を始めました。

このような形で思いつきから学校現場に行くようになったものですから、その当時、恥ず かしながら法教育推進協議会というものが立ち上がっていることは全く知りませんでした。 また「法教育」という言葉ができ上がっていることも実は知らなかったんです。委員の先生 方の素晴らしい研究の報告があることも全く知らないで、とにかくただ自分で行って動いて いたわけですが、今から3年ぐらい前に東京弁護士会にも法教育委員会があるということを 聞きまして、あっとびっくりしまして、だったら法教育委員会に入りたいと言いましたら、 みんな若手の先生ばかりで、僕みたいに50歳を過ぎた弁護士は誰もいないものですから、 頭を下げて特別に法教育委員会に入れさせていただきました。なかなか馴染めない部分もあ ったりしたんですけれども、そうは言いましても、サマースクールで模擬裁判とか、あるい は法廷傍聴のお伴、それから出張授業の参加など脇役ですけれども弁護士会の法教育委員会 として活動もサポートさせてもらいました。 ただ、そんな中で先ほども話があったんで すが、やはり弁護士会という枠、東京弁護士会という枠、検察官、検察庁、裁判所という枠 を超えた,セクショナリズムを超えた活動がどうしてもできないというジレンマに陥りまし て、そこでより機動性のある、あるいは組織を超えた躍動的な活動ができるとの思いで、平 成10年11月に一般社団法人リーガルパークを設立いたしました。

私どもの活動は、法教育授業に特化した活動をしておりまして、関連イベントやシンポジウムの参加、勉強会など開催しております。それから、小・中・高校への出張授業や模擬裁判の実施、この模擬裁判に関しましては、先ほど武藤先生から御紹介がありましたけれども、

私の方からお願いしまして隠岐の島に押しかけて模擬裁判をやらせていただいた次第でご ざいます。

そのほか、私どもリーガルパークとしては、やはり大人に対する法教育も考えておりまして、医師の医療過誤についてのセミナーに出向いて講演したり、あるいは総務省の消防大学校で、安全配慮義務に関する授業を委託されてやったり、それから今ちょっと仕掛けているのが、弁護士上の仕事で、ある都内の大きなマンションの管理組合の事件を担当しているのですが、350世帯あるんですけれども、その管理組合で模擬裁判員裁判をやってみないかと仕掛けてみたりしています。それから公立の小学校でいじめについての授業をこの間やってまいりました。いじめがいけないことがは誰もが分かっていることなので、そのような問いかけはせずに、なぜいじめが起きるのか、どうして人は人をいじめるのだろう、ということを小学校6年生に問いかけ、一緒に議論するという、私自身も非常にためになった授業をやってきました。このような活動をさせていただいております。

さて,前置きが少し長くなってしまいましたが,このような活動を始めるに当たりまして, 主として法曹関係者と教育関係者とが十分な意志疎通,連携が取られているのかどうなのか, その実情調査。それから法教育を実施するとして,ことに弁護士,あるいは検察官,裁判官 を招聘する際などに,発生する費用はどうしているのか,こういった問題について調査する ことにいたしました。それで,全国の単位弁護士会とそれから東京都内のすべての私立小・ 中・高校,23区内の公立小・中学校を対象にアンケートを実施しましたので,その結果に ついて,お手元に配付させていただいておりますものと合わせてパワーポイントで説明させ ていただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、おそらくこれは一般社団法人と言いますか、民間団体でないとできなかったアンケートだと思っています。単位弁護士会がこのようなことをやったらおそらく大変なことになると、何が大変なのかはよく分かりませんけれども、問う内容はもとより、単位弁護士会が各単位弁護士会や学校一般にアンケートを出すということそれ自体がおそらくタブーとされるか、問題視されるのではないかなというところがありまして、私としてはそういう意味も含めて、一般社団法人を立ち上げた次第でございます。

今日,お手元に配付させていただいている資料2ですが、これは私どもの情報誌、「虹本」シリーズの抜刷りでございまして、このうち重要とされるものについて、パワーポイントで御説明させていただいた上で、私なりに考えた感想、そして法教育のあるべき姿についての考えを若干述べさせていただければと思っています。

まず、学校に対するアンケートですが、ここに書いてありますように昨年3月に送付いたしまして、東京都内1,474校にアンケートを配布したんですが、61校、4%か5%返ってきました。この数字を多く見るか少なく見るかなんですが、僕は多いなというふうに思いました。返信用の封筒の切手を貼ってなかったんですけれども、61校から返ってきているので、すごくよかったなと思っています。中身ですが、法教育授業の実施の対策を既に講じているかどうかでは、「はい」が17校で、大体4分の1が講じています。けれども、4分の3が講じてない。その「講じていない理由は何ですか」ということを聞きました。「法教育の意義がよくわからない」、「法教育を担う人材がいない」、「法曹関係者の協力が得られない」、「財政的基盤がない」というのがあるんですが、一番これがすごいなと思ったのが、3番目です。「通常の授業の中で足りているので、対策を講じる必要がない」という、

この回答が20あったことが、法教育をまだやっていないという学校側の認識だということ に驚いたと言いますか、こういう結果が出ました。

そしてさらに、今対策を講じていない小・中学校に対する「今後対策を講じることを検討しますか」という問いかけに、「今後も予定はない」というのが4分の1、あとは大多数が「関係機関の指導に従う」というような回答をしているところが、非常に興味深い形になっております。一方、2-2は「法曹関係者との連携ないし協力依頼をしていますか」というこの質問は、既に法教育を実施しているという学校に対しての質問ですけれども、やはり武藤先生の御報告にもございましたが、弁護士会に頼むところが非常に多い。それでも、法務省、裁判所、それから保護司さんとか、都内の法律事務所にお願いしている学校もありました。「いいえ」というのは、自分たちのところでやっているということだと思います。

法教育授業実施について、「法曹関係者の連携ないし協力は必要だと思いますか」という問いに対しては、さすがに「必要はない」と言ったところはゼロだったので、これはちょっとほっとしたところですが、この結果でもお分かりだと思いますが、法曹関係者が主体となって授業を担ってほしいというのがかなり少ないです。6校です。あとは主体は教員。しかも教員で賄えるので、ときどきアドバイスしてもらうだけでいいという回答でした。これをどういうふうに評価していくかというのは後ほどちょっとお話しさせていただきたいと思います。

それから、費用の問題についても質問してみました。「法曹関係者との連携体制ないし協力体制を持つとき、費用が発生するとしたら、その費用を貴校で負担できますか」という質問に対しては、「できない」というのが41校。それでも「連携を求めていきたい」というのが13校。この見方もどう評価するかなんですが、私としてはお金が発生しても求めていきたいというのが全体の3分の1あったというのは、これはかなり評価できると言いますか、やはりそれなりの法教育に対する必要性、緊急性を感じていらっしゃるのではないかと思っています。

例えば、「弁護士の派遣授業1コマ当たりについて幾らぐらい負担できますか」という質問に対しては、3,000から5,000円ぐらいが一番多かったんですが、私立の中学校では「3万円」というところもあります。

次に弁護士会に対するアンケートですが、これは一昨年の12月末に発送いたしました。55の弁護士会、これは単位弁護士会プラス関弁連さん、日弁連さん等にも出しました。20の弁護士会から回答率は36%ですが、これも私も驚きで、かなりいい回答率だったと思っているところですが、それについて御報告させていただきます。

弁護士会に、「法教育活動に特化した委員会がありますか」ということに対しては、3分の2ほどが「特化したところがある」ということで、法教育活動の具体的な対応としては、まずやはり裁判傍聴というのがかなり多いです。それから、特殊な場所、例えば法廷、裁判所とか検察庁が用意してある特別な法廷等に呼んで模擬裁判をやっているところもございました。民事裁判も小学校、中学校でオファーがあってやっているところがあるということです。

学校への出張授業の形態としてお聞きしたところ、法律家の職業紹介的なものがすごく多くて、高校生になると更に職業紹介の率が高くなってくる。やはり進路の問題があるのかもしれませんけれども、出張授業としてはこんな活動をしています。

ここからですが、「貴会で行う法教育活動は有料ですか、無料ですか」という質問に対しまして、「すべて無料である、実費も含めて無料」というところがほとんどです。そのほかに、「交通費等の実費は請求するが、日当等に相当する対価はもらっていない」というところが1つ。それから、「実費以外に費用も請求している」という弁護士会が1つありました。そうしますと、法教育授業を担当した弁護士への報酬はどうするんだということになりますが、弁護士会が学校からオファーをいただいて、出張授業をやっているときに、弁護士会が担当弁護士にお金を払っているかどうかの質問をしたところ、無報酬というところはなかったです。弁護士会がお願いをして、学校に行ったりしている以上は、お金はやはり出しているんです。少なくとも実費を払っている。また報酬も出しているところもある。そうすると、その費用、原資はどこなんだということになりますが、今、申し上げましたように学校側に請求していることはないわけですから、弁護士会の中で特別な予算を組むか、あるいはどこかから引っ張ってきて出している。こういうような実態が分かったわけでございます。

以上、簡単にアンケート結果をご報告させて頂きました。私がこのようにアンケートを行ったことで、痛感したことが、法律家と教育現場の真の意味での情報交換、連携の必要性でした。私自身法科大学院でも教鞭をとっておりますが、小学校・中学校などに授業に行くと子どもたちの目が本当キラキラしていて、だからすごく楽しいんです。大学に行くと、何でお前たちは死んだ魚のような目をしているんだと。実は私たち大人が魚の目にしてしまっているんだと思いますが。これは先ほどの武藤先生の御報告にもありましたけれども、実は法教育をやっている自分が楽しかっただけだったのではないかと。私はこれまでそれに気が付かなかったんです。先ほど、場当たり的に思いつきでいろいろな現場に行っていたときに、私自身は弁護士として本当に教育現場にこれだけ貢献しているんだぞと思っていたんですが、全くそれは自己満足だったということをこのアンケートを見て知ったわけなんです。

時間の関係で御紹介できなかったんですが、あとで皆さんお手元に配ってある資料の自由記載のところなども見ていただきたいのですが、特に、学校アンケートのほうの18ページになります。一番最後ですけれども、ここだけ紹介させていただきたいと思います。「法曹関係者の方が生徒に学ばせたいことと教員が生徒に学ばせたいと考える内容に多少の差異がある場合があります。教員が法というものに理解を深める必要があると同時に、法曹関係者が学校教育にかかわろうと積極的に考えていただけるのであれば、学校教育とはどういうものであるか、生徒の現状などについて理解を深めていただく必要があると思います」という、このような赤裸々な意見をいただいております。

これは実は私がゲリラ的に行った学校のアンケート結果だったものですから、非常に衝撃を受けまして、私としてはすごくいいことをやっていると思っていましたので、こういうアンケートが来たものですから、いかに私が自己満足でやっていたのかなということが分かったわけでございます。法教育はとても楽しいのですが、やる側が楽しい、エンジョイしていては駄目だと思います。受ける側が楽しい、インタレストでなければ法教育として意味がないということを実感いたしました。

先日の日曜日のシンポジウムに、ここにいらっしゃいます大杉先生の御発表にもございましたが、法曹関係者と教育関係者の認識の違い、ギャップ、ここがどこにあるのかなということについて私自身もここ1年間活動してきて思ったのが、学習指導要領の扱いが全く法律関係者と現場の先生方とで違うということです。私たち法律家は、「学習指導要領はさてお

いて,こういう授業をやりましょう」と言うんですが、それは学校の先生方には全く受け入れてもらえません。逆に、学習指導要領に則ってでないと、学校現場は受け入れてもらえないという、それはいいか、悪いか分かりませんけれども、それだけ学習指導要領に対する捉え方が全く違っているということが分かりました。

私自身も1年間こういう形で活動してきましたので、最後に、リーガルパークは今後どういうふうな方向で活動していこうかなと、弁護士会、それから武藤先生のような学校の現場の方々と決して反発するつもりはなくて、私たちが独自に動けるものは動きましょうという形での活動の指針について報告させていただきたいと思います。実際のところまだはっきりしているわけではないんですが、目標を標語的に表しますと、「私民から市民へ」ということになります。つまり他に依存しない自立した個人をつくるというのはこれは大前提でありまして、それだけではなくてアイデンティティを確立した、自立性ある個人が更に主体的かつ積極的に責任を持って社会に参画していくための教育、それは小学校、中学校だけに限らず、大人も大学生も法科大学院生も含めてやっていくべきであり、これを目指そうということを目標として、標語的に表せていただきました。

そして当面の活動指針と言いますか、方針といたしましては、1つはやはり法教育の担い手の人材の養成。それから、財政基盤をいかにして確立させていくかというところについていろいろな調査をし、提言していきたいなと思っております。まず、1つ目の人材養成の件ですが、これは皆さん異論はないと思いますが、法律的な素養とそれから教育的な理論、そういったものを合わせ持つ人が法教育をやるべきだということは、これに異論がある人はないと思っております。そういう存在をつくり上げるのはどっちからスタートしたらいいのかという問題があるものですから、なかなかうまくいってないのかなというところがありますが、実は私どもリーガルパークが、何でこんなことをやるんだということで、かなり弁護士会の中で物議をかもしたのですが、昨年末に試験的に「法教育検定」というものをやりました。法律問題と教育問題を融合した検定問題を始めました。80名ぐらいの人に受けていただきました。独占するつもりは全然ありません。いろいろな形で発展していければいいなと思っておりまして、そのアンケートも今まとめているところでございます。

それから、法律家である私たちこそが学校現場に入っていくべきだということ、そういう考え方から誠に私事で恐縮ですが、昨年50歳を過ぎましてから、玉川大学の通信教育部の教育学科に入学いたしまして、今、教育原論とか教育学とか児童心理とかを一生懸命勉強しており、期末試験も受けております。社会科の免許を取得するために、勉強しておりますが、先ほど申し上げました学習指導要領の捉え方がこんなに違うんだというのは、その授業を受けて思ったことで、私も学習指導要領の解説というのを持っているんですが、はっきり言ってきれい、ピカピカです。ところが、現場の教員さんはボロボロにするまで使っています。いわば私たちが受験時代に六法がボロボロになるぐらいに読んでいるみたいな、そんな感じぐらい差があることに私自身が教育現場の大学生になって初めて分かったことでございます。

さらに先ほどのアンケート結果にも表れていますように、法教育をやってほしいという学校現場はすごく増えています。今でさえ人材不足が本当にあるわけで、今後更に法教育をこのような形で広げていくことによって深刻な人材不足が必ず来るわけです。そこでリーガルパーク、あるいは國學院大學、私が今考えているのは、法科大学院生による法教育授業の実

施です。法科大学院生,あるいは修了生を法教育授業の担い手として置いておくことができないかどうかということの研究を始めました。実際,今年3月に都内の公立中学校の協力をいただきまして,國學院大學法科大学院の学生が法教育授業を行いました。その様子につきましては,法学セミナーの7月号に私が論考として寄せておりますので,是非御覧いただきたいと思います。

簡単に言いますと、法科大学院生は、法律的な立場、それから教育的な立場、両方とも習得できる素晴らしい存在ではなかろうかということです。私が学校現場に行くと学校の先生方はすごく遠慮されるんです。弁護士が来る、検察官が来る。言いたいことがあってもなかなか言えない。それも実は最初は気が付きませんでした。私が生徒たちを学校に連れていったときに、学校現場の先生たちが法科大学院生にいろいろと指導をしているのを脇で見ていたときに、そうだったのかと気が付いたことがありました。つまり、学校現場はやはり弁護士ということに対して、かなり遠慮があってなかなか口を出せない。協力頂いた学校の先生に、法科大学院生はどういうふうに見えるんですかと聞いたら、教育実習生にしか見ないと。だからガンガンととにかく教育的なものを教え込める。かたやロースクールで法律的なことを教え込めるので、もしかすると法科大学院生というのは教育と法律をつなぐ1つの大きなツールになるのかもしれない、というのが私の考えでございます。

実は、國學院大學では、すでにリーガルクリニックということを臨床法学教育を単位として授業をやっているんですが、そのもう1つの柱として、法科大学院生における法教育授業を単位認定できるように持っていけないかどうかを今研究しているところでございます。うまくすればそれをカリキュラムとして持っていきたいなと思っているんですが、もちろんこれは文科省さんの認可がないと通らない部分ですので、委員の先生方にも是非協力をお願いしたいと思います。

できるかどうかも含めて検討中ですが、ただ臨床法学教育の一環であったことは、これは 間違いないです。リーガルクリニックとは、法科大学院生、学生が学校の先生と一緒に犯罪 から子どもたちを守るということで、学校現場に入っていたストリートローと同じ根っこを 持っているので、これは理屈的にも行けるはずだと思っています。簡単に言いますと、これ もすごく大きなことで誠に恐縮ですけれども、私が言うことではないのかもしれませんが、 法科大学院に「法教育教職課程」を創設したいというのが私の最終的な野望みたいなもので ございます。

それから、2つ目の財政基盤ですが、これも先ほどのアンケート結果にありますが、ほとんどが無報酬でボランティアベースです。もともとストリートローも無報酬としてやってきたわけですが、これだけわが国で法教育の重要性が高まりを見せている現在、もはやボランティアベースでは無理だと私は思っています。弁護士会のアンケートの自由記載欄にもかなりそういうものが書いてあります。ボランティアは、やはり私もそうでしたが、ときにおごりを生み、そして自己満足に陥ることを私たちは経験的に経験しているわけです。やはりお金をもらうことによって、それなりの責任と自覚をもって当たれるという側面もあろうかと思います。現段階では、弁護士会などは私どもが単発でイベント的に出張授業をやったり、模擬裁判をやったりしている。確かに今の過渡的な段階ではいいとは思うんですが、やはり長い目で見たときにはイベントでは駄目で、学校教育全体の中で横断的、縦断的に学習指導計画をしっかり立てて、そして法教育をやっていく必要があろうと思います。それが総合学

習なのか社会なのか国語なのか別としましても、きっちりそういったものをやっていくためには、やはり人的、物的な環境整備がどうしても必要だと思います。そのためには財政基盤を絶対に確保していかなければいけない。これはもう学校、弁護士会、それを超えた国家的な話で、国家レベルの制度設計になろうと思いますが、私たちは来るべきそのときが来ることを期待して、今からできる限り多くの現場の声を聞き、そして意見交換をしていくための団体でいたいと思っている次第でございます。

以上、リーガルパークと言いますか、私の考えを述べさせていただきました。今、私が申 し上げたことがいいのかどうなのかも本当のところ分かりません。これからもじっくりと皆 様と様々な人たちと議論して検証していきたいと思っております。御清聴ありがとうござい ました。

笠井座長 それでは、委員の皆様方の御質問をお願いいたします。

古屋委員 貴重な御報告と御提言をありがとうございました。東京都教育委員会としましては、大変厳しい課題をたくさんちょうだいできたかなと思っております。私どもとしては平成23年3月に作成したカリキュラムに基づいて、より一層の充実を図っていくというところだったんですが、今回、御提示いただきましたアンケート調査によると、大変厳しい、私どもが行うべきアンケート、むしろやっていただいたからこそ本音の部分も若干出てきているのかなということで、十分活かしていきたいなというふうに思っております。

学校においては、○○教育というのが山のようにあるんですね。その中で、法に関する教育というものの重要性をこれらか更に伝えながら充実をしていくということが課題かと思っております。どうもありがとうございました。ということが1つです。

それから、学校における学習指導要領の捉え方、先生方との違いというのは、ただ教員である以上は学習指導要領に基づいた指導を行うということでありますけれども、それほど私はガチガチではないのではないかなと思っております。やはりそこで連携が深まることによって、より一層お互いの理解のもとでいい教育が進められるかなと思っています。

私は、実は前任が渋谷区におりまして、渋谷区教育委員会の方におりましたけれども予算面からしますと、それぞれの地教委のほうで比較的、外部人材の活用という点に本当に僅かずつですけれども、1回当たり1万円程度ぐらいは出すことが可能かなという予算の裏付けがあるかなと思っております。やはりそういうものをお支払いする中で来ていただいて、やっていくということは本当にいい、本来の形ではないかなと思っています。

ただ、教員の意識を変えるということも私どもとしては、これから考えていきたいと思いますし、どうしても武藤先生はそうではありませんけれども、教員は主導権を握りたくて、授業は俺たちのものだから、俺たちがつくり上げるんだ、そのために協力をせよ、みたいな部分も一部にはあるというところですけれども、やはり本来的にはいい授業をどうやったらつくり上げられるのか、どういういい教育をしていくかということが重要でございますので、そういった視点で相互の連携を深めていただけたら、今後ともよろしくお願いしたいということで、感想程度で申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

今井代表理事 先ほどちょっと御報告させてもらった中で、学校関係者が法曹関係者と協力を 取らなくてもいいという考え方がかなり多かったのは私も衝撃的でした。そこで弁護士会の アンケート結果と照合して分析してみたんですけれども、1つの現象として学習指導要領が 変わって、法を充実した授業をやりなさいということで、ボンと教育現場に投げられてしま

った。しかし、教育現場は法のことはよく分からないので何をやっていいか分からない、と いうことで、弁護士会とかに丸投げするという状態が、当初あったように思います。ところ が、弁護士会、法律家に丸投げして、法律家が学校に入ってきたら、ちょっと待てよと、こ れはちょっと違うぞという感じになった。言葉は悪いんですけれども、先ほど言いましたけ れども、弁護士とか法律家が学校に行って楽しんで帰ってくる。イベント的に行って、例え ば、弁護士が簡単に「法律というのは時と時代は場所によって、変えることができるんだよ。」 などと一言言うだけで、次の日から子どもたちが校則なんて自分たちで決めてないんだから、 破ってもいいんだということを平気で言い出す。それに対して何のフォローもないんですよ、 ということを言われたことがあるんですね。ですから、法律家にとって当たり前な、そうい うふうに自由な,あるいは自分たちで社会をつくっていくんだぞという考えが,教育現場に おける秩序とのバランスの中で、とれなくなるような感じに思われ、教育現場を法律家が荒 らすんじゃないかなという危惧感を持って、あまり法律家を現場に入れたくないという傾向 が若干見えているんです。ですから、法教育の重要性は分かっているけど、法律の専門家に 任せては駄目じゃないかな、かえって駄目になってしまうんじゃないかとの危機感の中で、 先ほどの結果があるんじゃないかなと。通常の授業の中で賄えているのでいいというふうに 回答していたところも、決して法教育が重要じゃないと言っているわけではないように思い ました。その点だけ、分析結果として御報告させていただきます。

小野寺委員 お話を伺っていて、今の御発言の中に関わるのかもしれないんですけれども、法律家としての立場から関わっていく。一方で学校の先生方からすると、何か違うんじゃないかという思いがあると、更に我々法律家が出ていったときには、自己満足というか、そこが十分に理解できてないんじゃないかという御指摘があったかと思って、非常になるほどなと思ってお伺いしていたんです。

先ほど武藤先生からのお話にあったように、徹底的にアフター5まで含めて話を尽くして、そうすると多分すごく分かり合えていいものができていくというのが1つの形だというふうにちょっと思ったんですけれども、それはそうなんだろうと思いますが、それとまた違った視点から先生の方で、学校の先生としての勉強もされているというお話もございまして、私ども法律家の立場から見たときに、あるいは立場から関わると思ったときに、どういうところに注意して、あるいは念頭に置いて関わっていったらいいんだろうか、これはどっちかと個々人の法律家が関わっていく際に、どういう思いを持っていったらいいんだろうかということなのかもしれませんが、その辺、何かお気付きの点があれば教えていただければと思うんですが。

今井代表理事 制度的なものというか運用的なものということよりは我々の意識の問題のところになるのかもしれませんが、1つは、私も教育学部の学生なものですから、学校現場のことについてもいろいろ学びました。例えば成績評価の通知表1つ作るにも時間をかけて、上に決裁をもらって、鉛筆で書いて、消しゴムで消したり、いろいろして、すごい時間をかけているということが分かりました。先生方ははっきり言って弁護士なんかよりもすごく忙しいんじゃないかなというふうに思ったのは実感です。

ところが、学校の先生方がこんなに忙しいということはあまり認識していないものですから、弁護士の都合でとにかく打ち合わせをしたい、あれをしたいというところが多くて、それで十分に連携が取れていない。それでアンケート結果にも、17ページの公立中学校の真

ん中辺りですが、「相互連絡が取りづらいと思いました。本校で昨年度実施したときには、 私は午後6時前後まで時間に余裕がなく、その後弁護士会に電話をしても勤務外ということ で連絡がつかなかったことが多くありました。」という回答がありますように、お互いの置 かれている立場、忙しさの度合い、そういったものに対する配慮は、我々法律家はやはりも う少し考えて、連絡を密にとれる方向をこちらの意識として持っていくべきだろうなと思っ ております。

武藤先生がおっしゃったように、朝方までとにかく飲み明かして何かをつくっていくということは現実問題として不可能ですので、もちろんそれに代わる何らかの制度的なものが本当は必要なのかもしれませんが、まずは意識としてそういったところから入っていくべきだろうと感じております。

- **江口委員** 今井先生は教鞭をとっている稀有な弁護士なので、ちょっとイレギュラーなのかもしれませんけれども、法教育の担い手は教員がやるべきだというのが日弁連を初めとする大体の方向なんですけれども、今井先生はそのうちの一部の要素を法律専門家、ないしは法学のグループが強力な形で支援していく行動がとれないかという提案なんですよね。そのときに人的資源、財政的な資源とか、いろいろな制度の支援ですよね。ですから、それをどこが考えて、どういう形で政策形成していくのがいいのかというのを是非、一晩中飲みながら議論されて、その次のグループとして形をつくるというときに、本当に免許を持ちながら弁護士さんをやっている先生もいらっしゃるわけですから、そういう状況の中で国民、市民との関係を是非つくってください。何がいいかは分かりませんが。
- **井上委員** ちょっとなるべく手短にしますけれども、非常に面白い話をありがとうございました。考えながらなんですけれども、僕自身民間企業で働いてから、教育の現場に来たもので、大学に入って衝撃的だったのが市場原理がない忙しさというか、何のための契約で、何に対して支払われているのかが曖昧な中、フルタイムで雇われているというだけで有象無象の学事から委員会から、それからティーチング、研究、様々なものが乗っかってくるという原理の中で働いている教員から教えられてしまうだけだと、やはり子どもたち、学生たちにとって、世の中ちゃんと知らないままになってしまう場面がどうしても出てくる。そういう意味でおっしゃっていたように、法曹界の方がダイレクトにやはりここに入ってくるというのはすごく意味があるのではないかと僕は思ったんです。

いろいろ考えながらで、ちょっとあれなんですけれども、僕自身がやっていることとしてソーシャルベンチャーパートナーズという団体をつくりまして、今LLCでやっているんですけれども、各ビジネスセクターにいる方で、みんなで10万円ずつ出し合って、ファンドをつくりまして、そのお金を自分が共感するNPOに100万円、200万円と小さいんですが、約束、手形、コミットしますという意味も込めてお金を渡すということと、同時にそれぞれの方が本業のスキルを活かす。最近ではプロボノという言い方をよくしますけれども、会計が分かります、ITが分かります、法律が分かります、実際に弁護士の方も何人もいます。そういう方が入って自分の共感するNPOで汗を流すんです。これは何をしているかと言うと、実は社会的な投資をして、そういうNPOに変化を生み出してもらおうというだけでだけでなく、それぞれの専門家の方がやはり自分の毎日やっている仕事に意味がある、意義があるということを会社の外に出て知る機会にもなっていて、それぞれの個人の成長の場所になっているんです。

何が言いたいのかと言うと、ここでやっていることというのは実はお金をもらってやる仕事、本業で。いわゆるお金をもらわないでやる仕事、ボランティア。それから逆にもう1つがお金を払ってやる仕事なんです。

これは自分にとって意味があるから、お金を払ってとりに行っている仕事なんです。ちょっと分かりにくいかもしれないんですけれども、もしこの世の中が本当にベーシックインカム等々が実現されたときに、すべてのものが揃っているとしたら、多分労働というのは、やはり自分の世の中での居場所をつくっていくための大事な場所で、先ほどおっしゃっていたように、子どもたちに対して教えるという大事な場所を自分が購入しているという意味で、ちょっと時間があれば是非ブレーンストーミングとかしてみたいんですけれども、こういうふうに法曹界の方、僕は絶対に今井さんのような方がいらっしゃると思うんですよ。その人たちがみんなでお金を出し合って、運営するとか、どこの学校に入るか決めるとか、場合によっては学校でなくてもいいわけです。僕が理事をやっているカタリバというNPOでは、東北でフリースクールをやっているわけですが、放課後で学習支援しているわけですけれども、そこで今、創造性を養う教育が必要になっているんです。ただの勉強だけではないんです。そういうところに行って、法曹界の方がこういう法教育をするとか、何か別のやり方があるのではないかなと、ちょっとアイデアだけなんですけれども。

そういう意味で、もう一回言いますと、3種類あって、お金をもらうにはやり方がいろいろあって、いろいろされていると思うんですけれども、財団、父兄の方に話しかける等々いろいろなビジネスモデルのつくり方は直接顧客から取るだけでなく、共感する方から集めるモデルもある。お金をもらわないというのが多分一番目的を見失いやすく、恐らくプロボノの設計上、現場の教員の方と一緒にもう一回ミッション、ビジョンのすり合わせと、これを通じて何を達成するのかという、先ほど武藤先生からもあった評価をきちんとつくっていく、みたいな。多分そういう何らかのテコ入れの仕方があると思うんですけれども、もう1つ何か僕が一番感銘を受け、ありかなと思ったのは、今井さんのような方を弁護士会等々、会を通じてだけではなくて、個人としての法曹界の方を見つけて、何か仕組みをつくっていくという方法もあるんじゃないかとちょっと思いついてしまったので、何か考えられたらなと思ってお話ししてみました。

今井代表理事 ありがとうございました。一般社団法人リーガルパークは、教員の方、若手弁護士で教員免許を持っておられる先生方とか、そういった登録と言いますか、協力してくれる弁護士が二十数名おりまして、徐々に教育関係者も増やしながら、あるいはマスコミ関係者とかも増やしながら活動していこうと思っています。今のお話で言いますと、私自身は「お金を払って仕事をやっている」という感じでございまして、社団法人の設立費用は全部私が個人的に出していまして、あと小冊子、機関紙いろいろつくって、パンフレットもつくっているんですけれども、全部私が出しています。唯一、東京都さんには平成22年度に助成金の申請をさせていただいて、若干いただきまして、ありがたく思っているところがあるんですが、先生がおっしゃっておりますように、確かにお金が発生してないというものが目的を失っているなというのは感じております。そういう意味で、この団体もどういうふうにこれからやっていったらいいのかということも今考え時かなというふうに、私が一人で引っ張っているだけではやはり駄目なものですから、いろいろな方々を入れながら、また先生方の御意見もいただきながら、私たちとしてできることをやっていって、提言なりしていきたいな

と思っております。どうもありがとうございました。

大仲委員 武藤先生、今井先生のお話を受けまして非常に感銘を受けたんですけれども、やはり法律実務家が学校現場の先生方と協力しながら法教育をやっていくということは非常に重要なことだと私も思っています。埼玉でもある教科書に模擬裁判の事例が載っていまして、学校の先生方、授業で模擬裁判をいきなりやれというのは非常に大変だろうということで、埼玉県下の中学校すべてに案内状を出しまして、ところが回答が4校か5校ぐらいしか来ないです。400何校に出して、そういうのが学校の現場の先生方は例えば検察庁から、先生方大変でしょうから、夏休みの期間にこういう法教育とか、あるいは裁判の関係、法律関係、先生方に授業をさせていただきますと言ったときに、現場の先生方はどういう受け止め方をされるんですかね。そんなのは余計なお世話だという感じなのでしょうか。

武藤教諭 私の経験でしかものが言えませんので、埼玉県内の公立の高校がどう捉えられたかは分かりませんけど、文章は一応受け付けされて、回覧されて校長、教頭が見られまして、どこのセクションに回すかというのは決まりますが、多分今の大仲先生の御案内であれば、高校であれば地歴公民科の教科主任の手元に行くようになると思います。主任が見て、教科会で、こういう案内があるけど、君たちどうだいと聞いて、誰も行かないなら誰も行かない。何とか先生が希望がありますと、普通は返事を書いて出すというのが島根県の場合は通例です。

大仲委員 その辺りに法律実務家と現場の先生方の意識の齟齬があるんじゃないかなという ふうに私はそういう結果を見て感じたんです。そもそもが。そこら辺が出発点かなと私は感 じたものですから、こういう質問をさせていただいているんですけれども。

武藤教諭 今、大仲先生が言ってくださることはよく分かります。

その企画自体がいらんお世話なのかどうかということになると、確かに弁護士会さんのお 誘いがあるとき、地裁さん、地検さんからお誘いがあるときでも、配慮してくださって、夏 期の長期休業で、ここならば生徒も学校にいないし、いいじゃないかと。

実は、教育現場の忌憚のないことを言わせていただきますと、生徒は長期休業ですが、我々は勤務があって、むしろ補習があったり、地域の祭りに呼ばれたり、ボランティア清掃に行かなきゃいけなかったり、多くの学校が長期休業が明けるとすぐのところに体育祭、学園祭が待っているというのが高校の場合は、かえって長期休業のところの方が忙しいというような事情があることは正直なところです。そこは、もし御配慮いただけるのであれば、恐らく各県ごとに教科の研究会というものを持っているはずですから、埼玉県であれば埼玉県の地歴公民研究会という、どこかの学校が事務局を持っていて、そういう研究会があるはずです。そこに一回相談されて、そこの事務局とある程度連絡を取られて企画を立ち上げて、案内されたほうがいきなり送りつけられるよりもうまくいくというふうに思います。

ただ、検察官の方も忙しいことは私も一緒に仕事をさせてもらって、百も承知しておりますので、そこのところが、そこまで御配慮いただかない、もちろん教育現場も忙しいですけれども、それを言っていたら連携を取れないと言ったらそこまでなんですけれども、一番いいのは、さっきの今井先生のアンケートにも出でいましたけれども、上意下達に弱いですから、悉皆研修をかけてしまうんです。新学習指導要領の説明会なんか出たら、これは悉皆研修ですから、「行かんかったら、君、これ(クビ)だ」という研修ですので、そのレベルで法教育が本気なら悉皆研修をかけてくださいということで、県の教育委員会、古屋先生にま

た怒られそうなアドバイスをしていますけれども、教育委員会も溢れそうな要望がいろいろありますけれども、それをかけてもらったら必ず教員は出てきます。本気でやるんだったら、そこまでやらないと、さっきから出ているように、〇〇教育は本当にあるので、任意でいいのでどうですかということになると、先生方は弱いところが正直なところです。

ただ、アンケート4校というのは、何かが間違っていたというか、うまく届いてなかった ということもあるかもしれませんので、もう一回別の観点から調べていただいた方がいいか と思います。

村松委員 弁護士会でやはり各地で高校、中学、小学校に法教育関連の文書をよく出している んですけれども、弁護士会もやはり同じような悩みがあって、なかなか現場の先生たちのと ころに届かない。あるいは届いているのかもしれないけれども反応がない。親しい先生たち と話をすると、原因は幾つかあって、1つはやはり校長のところで止まっているというパタ ーンがあるみたいです。ですから、校長先生に理解がないと、そこから更に担当の社会科に なるのか、適切なところに行かないというのが1つあるように感じられます。

それから、もう1つは、今、武藤先生からも、先ほど古屋先生からお話があったように、やはり学校現場は○○教育というのが非常に多いですし、そもそも学校の先生はかなりお忙しいようですから、なかなかさらっとペーパーが1枚来ても、それに関心を持ってじっくり目に留めて、それでそれに対応しようというところまではなかなか行けてないと思います。そこは、非常に忙しいというところで難しいところなのかなと思っています。

やはり結局は個々の先生と飲み明かすではないですけれども、個々の先生とのパイプ、あるいは校長とのパイプ、その辺との関係を強くしていかないとなかなかリアクションは難しいのかなというのは弁護士会としても感じているところです。

- **今井代表理事** 弁護士会も検察庁も、私どもと同じような感じで通知を出しても全く反応が来 ていないということで、うちだけ怪しい団体だから返事が来ないのかなと思っていたので、 そうではないということが分かってほっとしたんですけれども、実は私どもも文書を出して も回答してこないということで、悩んでいました。とある公立中学校の校長先生からお話を 伺ったのは、先ほどもお話がありましたように、やはり学校にはあまりにも多くの文書が送 られてくるので校長レベルで止まっているケースが多くて、担当の公民科教員に行かないと いうことを聞きましたので、一回、公民科教員と社会科教員宛てで出したんですけれども、 やっぱり駄目だったんです。あまり回答が来なかったんです。,どこに原因があるのかなと いうことなのですが、やはり先ほど武藤先生の御報告がありましたけれども、法律家の人た ち、その中でも弁護士会が一番フレンドリーなのかもしれませんけれども、法律家が模擬裁 判をやるとか出張授業をやるとかというと、学校現場ではすごく負荷が大きいというイメー ジをお持ちのようです。そこで、もっと簡単で簡易な案内文をつくったほうがいいよという ことで,先ほどの校長先生からこういうものだったら食いついてくるよと修正をいただいた ものを出させていただきました。でも、やっぱり結果駄目だったんですけれども。なかなか そういう意味ではいろいろな文書がたくさん届く中で、ゲットしていくのは非常に難しいで す。
- **井上委員** お話を聞きながら、1つはもちろん学校という制度の中で入っていくのはすごく重要だと思います。特に、今井先生の場合は、一般社団法人でやられているので、僕はやはり一方で自前で授業ができるじゃないですか、だから学校に入らずとも、例えば先ほどお話し

しましたソーシャルベンチャーパートナーズに200名いるんです。東京周辺のビジネスパーソン,こういうことに関心のある人が,親でもあるので,30代,40代が多いので,彼らだと喜んでお金を払って,模擬裁判等の授業のコンテンツ,お金を払って人は集まります。これは断言できると思います。

同時に、キャンバスというNPOがあります。彼らはクリエイティブ教育をするためにいろいろなツールを開発して、集めて1年に1回、ワークショップコレクションというのを慶應大学でやっているんです。そうすると2日間、3日間で、数万人規模の親御さんと子どもが集まって、いろいろな子どものワークショップを見て帰っていく。そこで企業とのマッチングもしています。そこのコンテンツの1つに法教育のパッケージを見せると、必ず食いついてきて、企業との連携。特に、企業の社員向けのメニューとして、同じように親御さんでもあるので、そうすると自分の子どもに週末にこういう教育を受けさせたいというニーズは社内に必ずあるはずなので、そういうことに関してCSR担当者などは食いついてくると思います。そういう意味で、いったん外側で実績とそれから収入を生み出してしまって、そこを見せながら同時にこういうことが全国で動いていますよというものを制度の中に入れていくということ、これを同時に進めることのほうがずっと可能性が高まるのではないかなと思いました。

笠井座長 どうもありがとうございました。次の議題の関係にも入りつつありましたけれども、今井先生のお話、法科大学院に関する話もありまして、私は法科大学院の教員ですので、いるいろこれから考えなければいけないなということも多くございました。もちろん武藤先生のお話にも出てきましたし、これから法科大学院の教員、あるいは生徒の取組に関しては、前の大村座長の先駆的な東大法科大学院の取組なんかもあるわけですけれども、そういったことについてもいろいろ考えなければいけないというふうに思った次第でございます。

それでは、次の議題でございますけれども、これが小学校における法教育の実践状況に関する調査研究ということでございます。これに関する部会での検討がございましたので部会での検討状況について事務局から御説明をお願いいたします。

一部削除

一了一